

# 数字で見る沖縄ろうきん

DISCLOSURE 2021

## 財務データ編



## 索引(開示項目一覧)

※<sup>(冊)</sup>はディスクロージャー冊子、<sup>(財)</sup>はディスクロージャー財務データ編のページ数を表しています。

労働金庫法第94条第1項において準用する  
銀行法第21条の規定に基づく開示項目

金融機能の再生のための緊急措置に関する  
法律第7条の規定に基づく「資産の査定の公表」

### 単体情報

#### 1. 金庫の概況及び組織に関する事項

(1)事業の組織	12
(2)理事及び監事の氏名及び役職名	12
(3)会計監査人の氏名又は名称	12
(4)事務所の名称及び所在地	32~33
(5)当金庫を所属労働金庫とする 労働金庫代理業者に関する事項	33

#### 2. 金庫の主要な事業の内容

26~29 <sup>(冊)</sup>

#### 3. 金庫の主要な事業に関する事項

(1)事業の概況	8~9 <sup>(冊)</sup>
(2)主要な事業の状況を示す指標	10 <sup>(財)</sup>
(3)事業の状況を示す指標	
①主要な業務の状況を示す指標	10
②預金に関する指標	11
③貸出金等に関する指標	12~13
④有価証券に関する指標	18

#### 4. 金庫の事業の運営に関する事項

<sup>(冊)</sup>

(1)リスク管理の態勢	20~21
(2)法令等遵守の態勢	14~19
(3)地域社会の活性化に関する取り組み	24
(4)苦情等への対応(金融ADR制度への対応)	16

#### 5. 財産の状況に関する事項

<sup>(財)</sup>

(1)貸借対照表	2
(2)損益計算書	8
(3)剰余金処分計算書	9
(4)貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
①破綻先債権	14
②延滞債権	14
③3カ月以上延滞債権	14
④貸出条件緩和債権	14
⑤合計額	14
(5)自己資本の充実の状況	21~33
(6)有価証券	18~20
(7)金銭の信託	20
(8)金融先物取引・デリバティブ取引等	20
(9)貸倒引当金	14~15~27~28
(10)貸出金償却の額	28
(11)会計監査人の監査	9

### 連結情報

連結対象となる会社等は保有していません。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	15 <sup>(財)</sup>
2. 危険債権	15 <sup>(財)</sup>
3. 要管理債権	15 <sup>(財)</sup>
4. 正常債権	15 <sup>(財)</sup>

### 自主開示項目

#### 1. 概況等

(1)事業方針	6~7 <sup>(冊)</sup>
(2)役員の所属団体等	12
(3)常勤役員等の兼職の状況	12
(4)役員報酬の状況	12
(5)職員の状況	12
(6)店舗・自動機設置状況一覧	32~35
(7)利用配当等	9 <sup>(財)</sup>
(8)大口出資会員	13
(9)会員数内訳	13

#### 2. 経理・事業内容

(1)業務純益	10
(2)利益率	10
(3)常勤役員1人当たりの預金残高	10
(4)1店舗当たりの預金残高	10
(5)常勤役員1人当たりの貸出金残高	10
(6)1店舗当たりの貸出金残高	10

#### 3. 資金調達

(1)預金科目別残高	11
(2)預金種類別内訳	11
(3)財形貯蓄残高	11

#### 4. その他の業務

(1)各種手数料	30~31 <sup>(冊)</sup>
(2)公共債・投資信託窓口販売実績	20 <sup>(財)</sup>
(3)内国為替取扱実績	20

#### 5. その他

(1)当金庫の考え方	2
(2)全国ろうきんの概要	4
(3)トピックス	10~11
(4)沿革・あゆみ	5
(5)社会的責任と貢献活動	22~25
(6)商品・サービスの説明	26~29

# 財務データ

## 決算の状況

### ●貸借対照表

科 目	2020年度末	2019年度末
(資産の部)		
現 金	3,051	3,377
預 け 金	116,666	107,241
有 債 証 券	20,760	20,300
国 債	10,181	10,707
地 方 債	726	732
社 債	4,276	3,963
投 資 信 託	4,953	4,321
株 式	622	575
外 国 証 券	—	—
貸 出 金	201,170	181,373
手 形 貸 付	82	116
証 書 貸 付	191,024	170,629
当 座 貸 越	10,063	10,627
そ の 他 資 産	2,368	2,381
未 決 済 為 替 貸	3	3
労働金庫連合会出資金	1,800	1,800
前 払 費 用	0	0
未 収 収 益	497	483
そ の 他 の 資 産	66	93
有 形 固 定 資 産	2,553	2,502
建 物	1,566	1,511
土 地	866	866
建 設 仮 勘 定	—	3
その他の有形固定資産	120	122
無 形 固 定 資 産	10	11
ソ フ ト ウ エ ア	10	11
その他の無形固定資産	—	—
前 払 年 金 費 用	32	53
債 務 保 証 見 返	0	0
貸 倒 引 当 金 (うち個別貸倒引当金)	△4 (△3)	△25 (△25)
資産の部合計	346,609	317,215

(貸借対照表注記)

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については、原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っています。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

科 目	2020年度末	2019年度末
(負債の部)		
預 金 積 金	299,408	268,027
当 座 預 金	44	91
普 通 預 金	98,931	84,431
貯 蓄 預 金	2,337	2,224
通 知 預 金	10	10
別 段 預 金	40	51
定 期 預 金	198,044	181,218
譲 渡 性 預 金	2,400	2,400
借 用 金	27,111	29,557
借 入 金	27,111	29,557
そ の 他 負 債	620	632
未 決 済 為 替 借	2	21
未 払 費 用	157	189
未 払 法 人 税 等	120	11
前 受 収 益	4	5
資 産 除 去 債 務	34	33
そ の 他 の 負 債	302	371
賞 与 引 当 金	88	79
退 職 給 付 引 当 金	698	665
役員退職慰労引当金	59	45
睡眠預金払戻損失引当金	4	5
旧本店ビル解体引当金	—	10
繰 延 税 金 負 債	35	32
債 務 保 証	0	0
負 債 の 部 合 計	330,428	301,456
(純資産の部)		
出 資 金	950	950
普 通 出 資 金	950	950
利 益 剰 余 金	14,585	14,188
利 益 準 備 金	950	950
そ の 他 利 益 剰 余 金	13,635	13,238
特 別 積 立 金	12,800	12,500
(特 別 積 立 金)	(2,100)	(2,100)
(金利変動等準備積立金)	(2,790)	(2,690)
(機械化積立金)	(2,790)	(2,690)
(配当準備積立金)	(250)	(250)
(経営基盤強化積立金)	(2,790)	(2,690)
(店舗建設準備積立金)	(2,080)	(2,080)
当期末処分剰余金	835	738
処 分 未 済 持 分	△0	△0
会 員 勘 定 合 計	15,535	15,138
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	645	619
評 価・換 算 差 額 等 合 計	645	619
純 資 産 の 部 合 計	16,181	15,758
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	346,609	317,215

### 3. 有形固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却は、当金庫の定める決算経理要領に基づき定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりです。

建 物 15年～50年

そ の 他 4年～20年

### 4. 無形固定資産の減価償却の方法

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

### 5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

### 6. 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 令和2年3月17日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、正常先、その他要注意先及び要管理先に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

### 7. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

### 8. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりです。

#### (1) 過去勤務費用

その発生年度の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により損益処理

#### (2) 数理計算上の差異

各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌事業年度から費用処理

### 9. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

### 10. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

### 11. 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

### 12. 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

有形固定資産の減価償却累計額 1,989,181千円  
有形固定資産の圧縮記帳額 - 千円  
なお、減価償却累計額には、減損損失累計額115,389千円を含めております。

### 13. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額

144,442千円

### 14. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額

一千円

### 15. 破綻先債権額及び延滞債権額

貸出金のうち、破綻先債権額は952千円、延滞債権額は654,965千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ること目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

### 16. 3ヶ月以上延滞債権額

貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額は30,017千円です。  
なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

# 財務データ

## 17. 貸出条件緩和債権額

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はございません。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

## 18. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上

### 延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額

破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、685,935千円です。

なお、15.項から18.項に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

## 19. 担保に供している資産

為替決済、当座貸越契約の担保として、定期預け金40,500,000千円を差し入れております。

## 20. 出資1口当たりの純資産額

17,030円 55銭

## 21. 目的積立金

目的積立金は特別積立金に含めて記載しております。

## 22. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないよう、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的及びその他目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ① 信用リスクの管理

当金庫は、融資業務諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資統括部により行われ、また、定期的に経営陣による理事会、常務会及びALM委員会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、融資統括部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

#### ② 市場リスクの管理

##### (i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会及びALM委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的にはリスク統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、理事会及びALM委員会に定期的に報告しております。

##### (ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、理事会及びALM委員会において定期的に報告しております。

##### (iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALMに関する方針に基づき、理事会及びALM委員会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。

このうち、経営統括部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報はリスク統括部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告しております。

##### (iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち「債券」、「貸出金」、「預金積金」、「借用金」及び「譲渡性預金」であります。

当金庫では、金融資産・金融負債全体の市場リスク量をVaR(バリュー・アット・リスク)により月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法(預金・貸出金について)は、保有期間120日、信頼区間99%、観測期間1年(250日または240日)、その他の金融資産・金融負債については、保有期間20日、信頼区間99%、観測期間1年(250日または240日)により算出しており、令和3年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で931,500千円

です。

なお、当金庫では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテスティングを実施し、計測手法の有効性を検証しています。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

#### ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

## 23. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです(時価等の算定方法については(注1)を参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金	116,666,901	116,973,244	306,343
(2) 有価証券	20,725,717	20,725,717	-
その他有価証券	20,725,717	20,725,717	-
(3) 貸出金	201,170,053		
貸倒引当金(*1)		△4,100	
	201,165,952	205,012,691	3,846,738
金融資産計	338,558,571	342,711,653	4,153,081
(1) 預金積金	299,408,740	299,431,397	△22,657
(2) 譲渡性預金	2,400,000	2,398,706	1,293
(3) 借用金	27,111,920	27,092,111	19,808
金融負債計	328,920,660	328,922,214	△1,554

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

### 金融資産

#### (1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

#### (2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については24.項から26.項に記載しております。

#### (3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

### 金融負債

#### (1) 預金積金及び譲渡性預金

要求預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

#### (2) 借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

# 財務データ

\* 単位:千円

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	34,650
労働金庫連合会出資金(*2)	1,800,000
合 計	1,834,650

(\*1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(\*2)労働金庫連合会出資金については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預 け 金	61,131,101	50,035,800	3,500,000	2,000,000
有 価 証 券	500,000	5,840,000	600,000	6,000,000
その他有価証券のうち満期があるもの	500,000	5,840,000	600,000	6,000,000
貸 出 金 (* 1 )	15,133,676	42,905,913	40,815,378	101,576,098
合 計	76,764,777	98,781,713	44,915,378	109,576,098

(\*1)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定期額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定期額

\* 単位:千円

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金 (* 1 )	232,170,714	66,964,345	273,679	-
譲渡性預金	2,400,000	-	-	-
借 用 金	16,611,920	10,500,000	-	-
合 計	251,182,634	77,464,345	273,679	-

(\*1)預金積金のうち、要求預金は「1年以内」に含めております。

## 24. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項

有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりです。

(1) 売買目的有価証券  
該当ありません。(2) 満期保有目的の債券  
該当ありません。(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式  
該当ありません。

## (4) その他有価証券

貸借対照表計上額 が取得原 価を超 えるもの	種類	貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)	株式	債券	国債	地方債	短期社債	社債	その他	小計
	株式	469,609	302,359	167,250								
	債券	14,786,538	14,104,387	682,150								
	国債	10,181,538	9,604,654	576,883								
	地方債	726,270	700,157	26,112								
	短期社債	-	-	-								
	社債	3,878,730	3,799,575	79,154								
	その他	2,688,531	2,506,171	182,360								
	小計	17,944,679	16,912,918	1,031,760								
	株式	118,022	142,948	△24,926								
	債券	397,680	400,000	△2,320								
	国債	-	-	-								
	地方債	-	-	-								
	短期社債	-	-	-								
	社債	397,680	400,000	△2,320								
	その他	2,265,336	2,385,459	△120,123								
	小計	2,781,038	2,928,408	△147,370								
合計	20,725,717	19,841,327	884,390									

## 27. 当座貸越契約等

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であり、これらの契約に係る融資未実行残高は、30,970,122千円です。

このうち原契約期間が1年以内のものは17,219,406千円です。

これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項がつけられています。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当金庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

なお、総合口座についての未実行残高は上記の金額のうち13,750,716千円ですが、定期預金を担保としており債権保全上の措置をとっております。

## 28. 緯延税金資産及び緯延税金負債の発生の主な原因別の内訳

緯延税金資産及び緯延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりです。

### 緯延税金資産

退職給付引当金	188,641千円
固定資産減価償却	100,134
賞与引当金	24,005
その他有価証券評価差額金	39,789
その他	259,225

### 緯延税金資産小計

611,797

### 評価性引当額

△359,346

### 緯延税金資産合計

252,450

### 緯延税金負債

その他有価証券評価差額金	278,575
前払年金費用	8,895
その他	309
緯延税金負債合計	287,779
緯延税金負債の純額	35,328千円

## 財務データ

## ●損益計算書

科 目	2020年度	2019年度
経 常 収 益	4,047	3,585
資 金 運 用 収 益	3,356	3,254
貸 出 金 利 息	2,709	2,600
預 け 金 利 息	298	308
有 価 証 券 利 息 配 当 金	229	239
そ の 他 の 受 入 利 息	118	106
役 務 取 引 等 収 益	455	169
受 入 為 替 手 数 料	47	46
そ の 他 の 役 務 収 益	408	123
そ の 他 業 務 収 益	158	99
外 国 為 替 売 買 益	—	—
国 債 等 債 券 売 却 益	—	5
そ の 他 の 業 務 収 益	158	93
そ の 他 経 常 収 益	77	61
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	21	2
株 式 等 売 却 益	5	—
そ の 他 の 経 常 収 益	50	58
経 常 費 用	3,387	3,310
資 金 調 達 費 用	154	148
預 金 利 息	151	144
譲 渡 性 預 金 利 息	0	0
借 用 金 利 息	2	3
役 務 取 引 等 費 用	582	531
支 払 為 替 手 数 料	194	200
そ の 他 の 役 務 費 用	388	331
そ の 他 業 務 費 用	25	31
国 債 等 債 券 売 却 損	2	2
国 債 等 債 券 償 戻 損	20	29
そ の 他 の 業 務 費 用	1	0
経 常 費	2,624	2,579
人 件 費	1,474	1,435
物 件 費	1,093	1,108
税 金	55	35
そ の 他 経 常 費 用	1	20
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	—	—
株 式 等 償 却	—	17
そ の 他 資 産 償 却	—	0
退 職 手 当 金	—	1
そ の 他 の 経 常 費 用	1	1
経 常 利 益	659	274
特 別 利 益	—	57
固 定 資 産 処 分 益	—	1
退 職 給 付 制 度 終 了 益	—	55
特 別 損 失	52	0
固 定 資 産 処 分 損	52	0
減 損 損 失	—	—
税 引 前 当 期 純 利 益	607	331
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	137	22
法 人 税 等 調 整 額	△6	△8
法 人 税 等 合 計	130	14
当 期 純 利 益	477	317
繰 越 金 ( 当 期 首 残 高 )	358	421
当 期 未 処 分 剰 余 金	835	738

(損益計算書注記)

注 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たりの当期純利益金額 502円01銭

## ●剩余金処分計算書

科 目	2020年度 (総会承認日 2021年6月25日)	2019年度 (総会承認日 2020年6月26日)
当 期 未 処 分 剰 余 金	835	738
( 前 期 繰 越 金 )	(358)	(421)
( 当 期 純 利 益 )	(477)	(317)
積 立 金 取 崩 額	—	—
特 別 積 立 金 取 崩 額	—	—
剩 余 金 処 分 額	580	380
利 益 準 備 金	0	0
事 業 の 利 用 分 量 に 対 す る 配 当 金	100	80
特 別 積 立 金	480	300
( 経 営 基 盤 強 化 積 立 金 )	(160)	(100)
( 機 械 化 積 立 金 )	(160)	(100)
( 金 利 変 動 等 準 備 積 立 金 )	(160)	(100)
( 特 別 積 立 金 )	—	—
繰 越 金 ( 当 期 末 残 高 )	255	358

以上の貸借対照表、損益計算書及び剩余金処分計算書については、2021年5月25日に監事の監査を受けております。また、同年6月25日の総会において、上記の貸借対照表及び損益計算書について報告するとともに、剩余金処分計算書について承認を得ております。

なお、当金庫は、譲渡性預金を含む一般員外預金残高の対総預金残高比率が、労働金庫法施行令第1条の4及び同施行令第1条の7に定められた「100分の10」以上とのため、貸借対照表、損益計算書及び剩余金処分計算書について、労働金庫法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を、2021年5月25日に受けております。

2020年度における貸借対照表、損益計算書及び剩余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性を確認しております。

2021年6月28日

沖縄県労働金庫

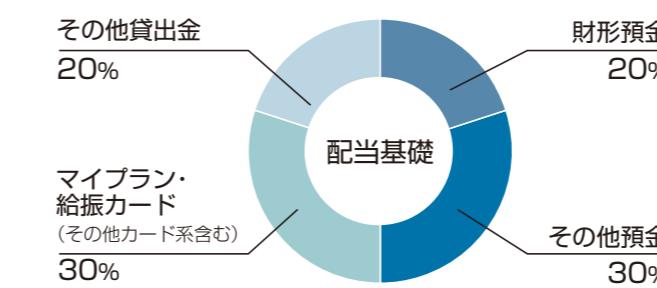
理事長 高良 恵一

## ●利用配当

項 目	2020年度 (総会承認日 2021年6月25日)	2019年度 (総会承認日 2020年6月26日)
利 用 配 当 金	100	80
配 当 負 担 率	11.96	10.83

(注)

$$\text{配当負担率} = \frac{\text{利用配当金}}{\text{当期末処分剰余金}} \times 100$$





# 財務データ

## 貸出金等に関する指標

### ●貸出金科目別内訳(平均残高)

単位:百万円

項目	2020年度	2019年度
手形貸付	69	96
証書貸付	177,489	155,238
当座貸越	10,541	10,559
割引手形	—	—
合計	188,100	165,895

### ●貸出金の固定金利・変動金利別内訳(期末残高)

単位:百万円

項目	2020年度末	2019年度末
固定金利貸出金	41,010	43,879
変動金利貸出金	160,159	137,494
合計	201,170	181,373

(注)手形貸付、当座貸越については、「固定金利貸出金」に含んでいます。

### ●貸出金貸出先別・業種別内訳(期末残高)

単位:百万円、%

項目	2020年度末		2019年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
民間労働組合	43,457	21.60	40,003	22.05
民間以外の労働組合及び公務員の団体	26,973	13.40	26,700	14.72
消費生活協同組合及び同連合会	2,794	1.38	1,770	0.97
その他の団体	111,188	55.27	93,298	51.43
《民間接構成員》	《184,134》	《91.53》	《161,400》	《88.98》
上記各団体に所属しない個人会員	—	—	—	—
会員等計	184,414	91.67	161,773	89.19
預金積金担保貸出	72	0.03	83	0.04
その他	16,683	8.29	19,517	10.76
	(100.00)		(100.00)	
製造業	—	(—)	—	(—)
農業、林業	—	(—)	—	(—)
漁業	—	(—)	—	(—)
鉱業、採石業、砂利採取業	—	(—)	—	(—)
建設業	—	(—)	—	(—)
電気・ガス・熱供給・水道業	—	(—)	—	(—)
情報通信業	—	(—)	—	(—)
運輸業、郵便業	—	(—)	—	(—)
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	—	(—)	—	(—)
金融業、保険業	—	(—)	—	(—)
不動産業、物品賃貸業	—	(—)	—	(—)
医療、福祉	—	(—)	—	(—)
サービス業	—	(—)	—	(—)
国・地方公共団体	9,707	(58.18)	9,977	(51.11)
個人	2,353	(14.10)	2,481	(12.71)
その他	4,622	(27.70)	7,057	(36.15)
会員外計	16,755	8.32	19,600	10.80
合計	201,170	100.00	181,373	100.00

### ●貸出金使途別内訳(期末残高)

単位:百万円、%

項目	2020年度末		2019年度末		
	金額	構成比	金額	構成比	
賃金手当対策資金	—	—	—	—	
生活資金	27,131	13.48	27,426	15.12	
カードローン	9,837	4.88	10,371	5.71	
自動車ローン	4,826	2.39	4,468	2.46	
教育ローン	5,376	2.67	6,002	3.30	
その他	7,091	3.52	6,583	3.62	
福利共済資金	8,314	4.13	10,220	5.63	
設備資金	6,294	3.12	7,187	3.96	
生協資金	運営資金	—	—	—	
住宅資金	一般住宅資金	159,428	79.25	136,539	75.28
	住宅事業資金	—	—	—	
合計	201,170	100.00	181,373	100.00	

### ●貸出金担保種類別内訳(期末残高)

単位:百万円

項目	2020年度末	2019年度末
当金庫預金積金	557	714
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	155,881	133,909
その他	—	—
小計	156,438	134,624
保証	30,401	29,713
信用	14,329	17,035
合計	201,170	181,373

### ●債務保証見返勘定の担保種類別内訳(期末残高)

単位:百万円

項目	2020年度末	2019年度末
当金庫預金積金	—	—
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	0	0
その他	—	—
小計	0	0
保証	0	0
信用	—	—
合計	0	0

## 会員数・出資金の状況

### ●会員数・出資金の内訳

単位:会員、千円、%

項目	2020年度末			2019年度末		
	会員数	出資金額	出資割合	会員数	出資金額	出資割合
団体会員	454	950,146	99.98	447	950,203	99.99
民間労働組合	204	312,267	32.86	207	312,328	32.86
民間以外の労働組合及び公務員の団体	60	238,156	25.06	59	238,150	25.06
消費生活協同組合及び同連合会	8	6,153	0.64	8	6,153	0.64
その他の団体	182	393,570	41.41	173	393,572	41.41
個人会員	0	—	—	0	—	—
その他(金庫自己口)	0	111	0.01	0	30	0.00
合計	454	950,257	100.00	447	950,233	100.00

### ●大口出資会員(2020年度末現在)

単位:千円、%

順位	会員名	出資金額	出資金総額に対する割合
1	沖縄県勤労者互助会	191,938	20.19
2	一般社団法人沖縄県官公庁労働者共済会	99,785	10.50
3	N T T労働組合沖縄分会	39,462	4.15
4	公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会	35,220	3.70
5	自治労那霸市職員労働組合	35,123	3.69
6	沖縄県高等学校障害児学校教職員組合	32,191	3.38
7	全駐労ズケラン支部	28,848	3.03
8	沖縄電力労働組合	28,588	3.00
9	日本郵政グループ労働組合沖縄地方本部	27,051	2.84
10	全駐労マリン支部	22,356	2.35

# 財務データ

## 債権管理の状況

### ●リスク管理債権

2020年度末のリスク管理債権合計は6億85百万円で、貸出金残高2,011億70百万円に占める割合(リスク管理債権比率)は0.34%です。

リスク管理債権の内訳は、「破綻先債権」が0百万円(注2)、「延滞債権」が6億54百万円、「3カ月以上延滞債権」が30百万円、「貸出条件緩和債権」は該当なし、となりました。

リスク管理債権合計6億85百万円に対して、担保・保証等による回収見込み額は6億82百万円です。また、「貸倒引当金」を3百万円引き当てています。その結果、保全額は6億86百万円となり、リスク管理債権合計の100.00%をカバーしています。

区分	2020年度末	2019年度末
リスク管理債権合計(A)	685	789
破綻先債権	0 (注2)	1
延滞債権	654	769
3カ月以上延滞債権	30	18
貸出条件緩和債権	—	—
保全額(B)	686	789
担保・保証等による回収見込み額	682	784
貸倒引当金	3	5
保全率(B)/(A)	100.00%	100.00%
貸出金残高(C)	201,170	181,373
リスク管理債権比率(A)/(C)	0.34%	0.43%

(注1) 金額未満を切り捨てて記載しています。

(注2) 単位未満切り捨て表示のため〇で記載しています。

### ●金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条の規定に基づく「資産の査定の公表」

2021年3月31日現在の資産査定等の状況は以下のとおりです。

区分	2020年度末	2019年度末
金融再生法上の不良債権(A)	686	790
破産更生債権及びこれらに準する債権	44	66
危険債権	612	706
要管理債権	30	19
保全額(B)	686	790
担保・保証等による回収見込み額	682	784
貸倒引当金	4	6
保全率(B)/(A)	100.00%	100.00%
正常債権(C)	200,641	180,738
合計(D)=(A)+(C)	201,327	181,528
金融再生法上の不良債権比率(A)/(D)	0.34%	0.43%

(注1) 金額は決算後(償却後)の計数です。

(注2) 単位未満を四捨五入して記載しています。

### 用語の解説

#### 「リスク管理債権」とは

何らかの理由により、返済されない等の貸出金のことで、現在、決算時に各金融機関が公表しているリスク管理債権には、「破綻先債権」「延滞債権」「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」があります。

ろうきんも、95年度数値から「破綻先債権」「延滞債権」及び「金利減免・利息棚上げ債権」の開示を開始し、97年度数値からはこの3つに加え「3カ月以上延滞債権」を開示しました。98年度数値からは、ディスクロージャー誌での開示項目が法定化されたことに伴って、全金融機関が上記4種類のリスク管理債権の開示を行っています。

#### 「破綻先債権」とは

借り手の倒産(個人の場合は自己破産も)などにより、ろうきんにとつて、返済を受けることが困難になる可能性が高い貸出金のことです。

#### 「延滞債権」とは

今後上記の「破綻先債権」となる可能性が大きい貸出金、あるいは法的・形式的な破綻の事実は発生していないものの、実質的には自己破産の状態に陥っている借り手の貸出金のことです。ろうきんにとっては、収入を生まない貸出金のことです。

「将来において償却すべき貸出金に変わる可能性の高い債権」ということになります。

#### 「3カ月以上延滞債権」とは

借り手に収入が入って来なくなる(会社の業績不振等)などの理由で、ろうきんが元金または利息の支払いを3カ月以上受けていない貸出金のことです。正常に返済される貸出金以上に、相当の注意をもって管理することが求められる貸出金です。

#### 「貸出条件緩和債権」とは

借り手の経営再建または支援を図り、貸出金の回収を促進することなどを目的として、貸出金利の減免や利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄など、借り手に有利となる取決めを行っている貸出金のことで、98年度数値から公表したものですが(ただし、借り手に有利な条件であっても、再建・支援目的でなければ、「貸出条件緩和債権」には該当しません)。

貸し出したお金は回収されることを前提としている点で、「破綻先債権」と異なります。

#### 「担保・保証等による回収見込み額」とは

リスク管理債権のうち、預金定期積金、有価証券および不動産等の確実な担保ならびに保証機関等の確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

#### 「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことです。「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示(△)します。

「個別貸倒引当金」とは、「破綻先債権」と「延滞債権」について、借り手の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。

「一般貸倒引当金」とは、「3カ月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。

なお、引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参考ください。

### 用語の解説

#### 「破産更生債権及びこれらに準する債権」とは

総与信額(貸出金、外国為替、債務保証見返し、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由によって経営破綻に陥っている借り手に対する債権及びこれに準する債権のことです。

#### 「危険債権」とは

総与信額(貸出金、外国為替、債務保証見返し、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、借り手が経営破綻の状態には至っていないものの、財務状態・経営成績が悪化して契約に従った債権の元本の回収と利息の受取りができない可能性が高い債権のことです。

#### 「要管理債権」とは

貸出金のうち、上記の「破産更生債権及びこれらに準する債権」と「危険債権」を除いた「3カ月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額のことです。

#### 「正常債権」とは

総与信額(貸出金、外国為替、債務保証見返し、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、「破産更生債権及びこれらに準する債権」、「危険債権」及び「要管理債権」を除いたもので、借り手の財務状態及び経営成績に特に問題がない債権のことです。

#### 「担保・保証等による回収見込み額」とは

「破産更生債権及びこれらに準する債権」、「危険債権」及び「要管理債権」のうち、預金定期積金、有価証券及び不動産等の確実な担保ならびに保証機関等の確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

#### 「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことです。「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示(△)します。

「個別貸倒引当金」とは、「破産更生債権及びこれらに準する債権」と「危険債権」について、借り手の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。

「一般貸倒引当金」とは、「要管理債権」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。

なお、引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参考ください。

## 財務データ

## 資産査定に係る各種基準の比較表

区分	資産査定の債務者区分		沖縄県労働金庫の償却・引当基準		
	沖縄県労働金庫の資産査定規程				
	対象	総与信	債務者区分	分類	要償却・引当額の概要
区分	破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者 0百万円(注3)	破綻先	IV分類	
	実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者 43百万円		Ⅲ分類	全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰入れる。 2百万円
	破綻懸念先	現状、経営破綻の状態にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者 611百万円		Ⅱ分類	全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰入れる。 1百万円
区分	要注意先	金利減免・利息棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者または財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者 944百万円	要注意先	要管理債権 要管理債権以外(注2)	予想損失率により今後3年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰入れる。(注1)  0百万円(注3)
	正常先	業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者 189,862百万円		要管理先以外の要注意先 Ⅱ分類	予想損失率により今後1年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰入れる。(注1)  0百万円(注3)
	その他	国及び地方公共団体に対する債権及び被管理金融機関に対する債権 9,707百万円		その他 —	引当は行わない。(注1)

区分	金融再生法開示債権		労働金庫法に基づくリスク管理債権	
	定義		労働金庫法施行規則第114条	
	区分単位	債務者単位	債権単位	
区分	対象	総与信	貸出金	
	破綻先債権	破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立てなどの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権 44百万円	破綻先債権	債務者が破産、会社更生、民事再生などの申立を行ったこと、及び銀行取引停止処分を受けたことにより未収利息を計上していない貸出金 0百万円(注3)
		危険債権	延滞債権	元金又は利息支払の遅延が相当期間継続していることなどの事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがなく未収利息を計上していない貸出金のうち破綻先債権以外の貸出金 (注5)
			延滞債権	(注5)
区分	要注意先債権	債務者が経営破綻の状況には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権 612百万円	延滞債権	元金又は利息支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金 30百万円
		正常債権(注4)	3カ月以上延滞債権	元金又は利息支払が約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸出金 30百万円
			貸出条件緩和債権	経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進することなどを目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定などを行った貸出金 1百万円
区分	正常債権(注4)	債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、要管理債権、危険債権、破産更生債権及びこれらに準ずる債権以外のものに区分される債権 200,641百万円	貸出条件緩和債権	債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権を除く) 1百万円
		(注5)	◎表内の金額は、2021年3月末現在の残高を表示しています。なお、金額単位未満の端数については、金融再生法開示債権に係る金額は四捨五入、その他の表示金額については切り捨てて記載しています。	
			(注1)一般貸倒引当金は、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定しています。	
			(注2)要管理債権を有する債務者の、3カ月以上延滞債権あるいは貸出条件緩和債権以外の債権が、これに該当します。これらと要管理債権を合計したものが、要管理先です。	
区分	要注意先債権	(注3)単位未満切り捨て表示のため0で記載しています。	(注3)単位未満切り捨て表示のため0で記載しています。	
			(注4)総与信のうち要管理債権に係る貸出金以外の債権(未収利息等)については、正常債権に含まれます。	
			(注5)金融再生法とリスク管理債権の差(網かけ部分)は、「対象債権」の違いによります。ただし、貸出金元金については、債務者区分により名寄せを行うので、破綻懸念先以下の貸出金未収利息を名寄せした債務者ごとに原則どおり一律資産不計上とした場合は、債務者区分の破綻懸念先以下の貸出金元金合計額と、リスク管理債権の破綻先債権と延滞債権の合計額が一致します。したがって、債務者区分から集計する金融再生法の下位二区分の合計額(貸出金分)にも一致することとなります。	

# 財務データ

## 有価証券に関する指標

### ●商品有価証券の種類別の平均残高

当金庫では、証券会社と同じように、国債をお客様に商品として販売しています。しかし、既に発行された国債などの有価証券を「商品有価証券」として手持ち在庫にかかる売買業務、いわゆるディーリングは行っていません。

### ●有価証券の種類別・残存期間別の残高

		計	期間の定めなし	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
国 債	2020年度末	10,181	—	201	5,422	—	4,557
	2019年度末	10,707	—	626	5,676	—	4,403
地 方 債	2020年度末	726	—	100	407	217	—
	2019年度末	732	—	—	407	325	—
短 期 社 債	2020年度末	—	—	—	—	—	—
	2019年度末	—	—	—	—	—	—
社 債	2020年度末	4,276	1,519	201	100	433	2,021
	2019年度末	3,963	1,109	500	302	438	1,611
貸 付 信 託	2020年度末	—	—	—	—	—	—
	2019年度末	—	—	—	—	—	—
投 資 信 託	2020年度末	4,953	4,953	—	—	—	—
	2019年度末	4,321	4,321	—	—	—	—
株 式	2020年度末	622	622	—	—	—	—
	2019年度末	575	575	—	—	—	—
外 国 証 券	2020年度末	—	—	—	—	—	—
	2019年度末	—	—	—	—	—	—
その他の証券	2020年度末	—	—	—	—	—	—
	2019年度末	—	—	—	—	—	—
合 計		20,760	7,095	503	5,930	651	6,579
		2019年度末	20,300	6,006	1,127	6,386	764
							6,015

### ●有価証券の種類別の平均残高

単位:百万円、%

項目	2020年度		2019年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
国 債	10,046	50.89	10,262	51.64
地 方 債	700	3.54	700	3.52
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	3,904	19.77	3,940	19.83
貸 付 信 託	—	—	—	—
投 資 信 託	4,566	23.13	4,464	22.46
株 式	523	2.65	501	2.52
外 国 証 券	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—
合 計	19,741	100.00	19,868	100.00

(注)社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債、新株予約権付社債が含まれています。

### ●預証率

単位:%

項目	2020年度	2019年度
預 証 率(期末値)	6.87	7.50
預 証 率(期中平均値)	6.47	7.41

## 有価証券の時価情報

ろうきんでは、預金の形でお預かりした資金を主として住宅ローンや教育ローン等に振り向け、勤労者の借入ニーズに応えていますが、その資金の一部については、国債等の有価証券の購入に充てています。

これらの有価証券については、毎決算期にその価額を適正に評価し、財務諸表に反映させなければなりません。

このため当金庫は、保有する金融商品について時価会計に基づく決算を実施しています。金融商品会計に基づく情報については、貸借対照表注記(P5~6)をご覧ください。

なお、時価会計をふまえた、ここでの貸借対照表計上額は、あくまでも2021年3月末現在の状況であり、今後、変動していきます。確定(実現)した損益でないものが含まれていることをご理解ください。

### 1. 売買目的有価証券

単位:百万円

	2020年度末		2019年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	—	—	—	—

### 2. 満期保有目的の債券

単位:百万円

	種類	2020年度末			2019年度末		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 傷	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
合 計		—	—	—	—	—	—

(注) 1. 時価は、事業年度末における市場価格等に基づいています。

2. 社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

### 3. その他の有価証券

単位:百万円

	種類	2020年度末			2019年度末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	469	302	167	318	214	103
	債 券	14,786	14,104	682	14,414	13,629	784
	国 債	10,181	9,604	576	10,707	10,029	677
	地 方 債	726	700	26	732	700	32
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	3,878	3,799	79	2,974	2,900	74
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	そ の 他	2,688	2,506	182	3,053	2,879	173
	小 計	17,944	16,912	1,031	17,785	16,723	1,062
	株 式	118	142	△ 24	185	240	△ 55
	債 券	397	400	△ 2	989	999	△ 10
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
合 計		20,725	19,841	884	20,228		

# 財務データ

## 4. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の主な内容および貸借対照表計上額

項目	2020年度末	2019年度末
子会社・法人等株式	—	—
関連法人等株式	—	—
非上場株式	34	71
合計	34	71

## 金銭の信託の時価情報

該当する残高はありません。

## 金融先物取引等・デリバティブ取引・先物外国為替取引等

該当する取引はありません。

## 公共債窓口販売実績等

### ●公共債窓口販売実績

項目	2020年度	2019年度
個人向け国債	19,250	5,000

### ●投資信託販売実績

項目	2020年度	2019年度
投資信託	31,148	—

### ●内国為替取扱実績

項目	区分	2020年度	2019年度
送金・振込	各地へ向けた分	319,156	316,895
	各地より受けた分	674,645	656,258
代金取立	各地へ向けた分	3	2
	各地より受けた分	9	8
合計	各地へ向けた分	319,165	316,903
	各地より受けた分	674,648	656,260

## 自己資本の充実の状況

### 1. 単体自己資本比率（国内基準）

項目	2020年度末	2019年度末
自己資本比率	9.58	10.53

(注) 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)」(以下、「自己資本比率告示」といいます。)により、自己資本比率を算定しています。

なお、当金庫は国内基準を採用しております。

### 1. 信用リスク・アセットの額の合計額の計算方法

「標準的手法」及び「内部格付手法」のうち、当金庫は、「標準的手法」(注)を採用しています。

(注) 標準的手法…細分化されたリスク・ウェイトを資産に乗じて信用リスク・アセットを算出します。主な資産のリスク・ウェイトは、抵当権付住宅ローンが35%、住宅ローン以外の個人向けローン(1億円以下)が75%です。また、事業法人向けローン、社債等のリスク・ウェイトは、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトが適用されます。

### 2. オペレーション・リスク相当額の計算方法

「基礎的手法」、「粗利益配分手法」及び「先進的計測手法」のうち、当金庫は、「基礎的手法」(注)を採用しています。

(注) 基礎的手法…粗利益の15%(直近3年の平均値)をオペレーション・リスク相当額とします。

国内業務のみを行う労働金庫においては、自己資本比率が4%に満たない場合、その満たない程度に応じて各種の行政措置が発動されます。これが「早期是正措置」と呼ばれるもので、最も厳しい措置は業務の停止命令です。

当金庫の自己資本比率は9.58%ですから、行政措置を受けることはありません。引き続き保有する資産が毀損するリスクを可能な限り抑え、一方で毀損に対する最終的な補填原資である自己資本の充実に努めてまいります。

### 用語の解説

#### 「自己資本比率」とは

自己資本比率は、金融機関の自己資本の状況が適当であるかどうかを判断するための基準として、法令により定められた指標です。海外に営業拠点をもつ金融機関には国際統一基準と呼ばれる基準が、それ以外の金融機関には国内基準と呼ばれる基準が適用されます。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額(コア資本に係る基礎項目の額(注1))}}{\text{自己資本の額(コア資本に係る調整項目の額(注2))}} \times 100$$

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額(コア資本に係る基礎項目の額(注1))} - \text{コア資本に係る調整項目の額(注2)}}{\text{自己資本の額(注3)} + \text{信用リスク・アセットの額(注3)} + \text{オペレーション・リスク相当額(注3)} \times 12.5(\text{注4})} \times 100$$

(注1) 出資金、利益剰余金等の会員勘定、一般貸倒引当金の一定額等の合計

(注2) 無形固定資産、繰延税金資産、自己保有の普通出資、労金連合会への普通出資等の合計

(注3) 資産の各項目にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額(含むオーバーバランス取引等)、CVAリスク相当額を8%で除して得た額、中央清算機関連エクスポートジャーの額の合計額

(注4) 8%(国際統一基準の自己資本比率)の逆数である12.5を乗じています。

## 財務データ

## 2.自己資本の構成に関する開示事項

項目	当期末 (2020年度末)	前期末 (2019年度末)
<b>コア資本に係る基礎項目(1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	15,435	15,058
うち、出資金及び資本剰余金の額	950	950
うち、利益剰余金の額	14,585	14,188
うち、外部流出予定額(△)	100	80
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	0	0
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	0	0
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	15,436	15,059
<b>コア資本に係る調整項目(2)</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの除外。)の額の合計額	7	8
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	7	8
繰延税金資産(一時差異に係るもの除外。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	24	38
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(口)	31	47
<b>自己資本</b>		
自己資本の額((イ)-(口))	(ハ)	15,404
		15,012

単位:百万円、%

項目	当期末 (2020年度末)	前期末 (2019年度末)
<b>リスク・アセット等(3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	154,714	136,821
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポート	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーションナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	5,954	5,711
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーションナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(二)	160,669	142,533
自己資本比率		
自己資本比率(ハ)/(二)	9.58%	10.53%

単位:百万円、%

## 3.定性的開示事項・定量的開示事項

## (1)自己資本調達手段の概要

2020年度末の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資

①発行主体:沖縄県労働金庫

②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額:950百万円

## 用語の解説

## 「コア資本」とは

2014年3月末から適用されたバーゼルⅢの基準では、規制される自己資本を普通株式(普通出資)・内部留保等を中心とした「コア資本」と定義し、自己資本の質の向上を促しています。協同組織金融機関については、さらに優先出資をコア資本に算入することが認められており、普通出資+内部留保+優先出資+(△)調整・控除項目で構成されます。

## 「コア資本に係る基礎項目」とは

2013年度以降適用された告示では、コア資本に算入できる項目は「コア資本に係る基礎項目」として定められております。算入できる項目は、普通出資、非累積的永久優先出資および一般貸倒引当金等があげられ、2012年度までの旧告示において資本として認められていた劣後ローン等については算入できなくなりました(ただし、経過措置が設けられています)。

## 「出資金」とは

会員のみなさまより出資いただいた金額で、万が一の際に当金庫が負う債務に対する最終的な引当てる基本財産の額です。

## 「非累積的永久優先出資」とは

優先出資とは、剰余金の配当の支払順序が普通出資者よりも優先する出資ですが、配当可能剰余金の額が減少した場合には、あらかじめ約束された優先的配当の額を下回る配当となることがあります。

この場合に、下回った相当額を、翌期以降に繰延べて支払う「累積型」に対して、翌期以降に繰延べられないもののうち、満期のない社債型優先出資が「非累積的永久優先出資」と呼ばれるものです。

## 「資本剰余金」とは

「純資産」のうち「資本準備金」と「その他の資本剰余金」で構成されております。

「資本準備金」は、時価等での発行となる優先出資について、発行価額の全額または2分の1を出資金勘定とし、残額を出資金勘定とは別の準備金という枠組みに組み入れることができます。この準備金が「資本準備金」と呼ばれるものです。

「その他資本剰余金」は、債務免除益や国庫補助金などを計上する贈与剰余金や、自己株式の売却益などから成っており、資本準備金とともに資本剰余金を構成します。通常、うろきんの取引から生ずることはありません。

# 財務データ

## 用語の解説

### 「利益剰余金の額」とは

万が一の際の損失を補填するために留保している「利益準備金」及び「その他利益剰余金」から構成されています。

「利益準備金」は、労働金庫法第60条第1項の規定に基づき、当金庫が出資金の総額に達するまで毎事業年度の剰余金の100分の10に相当する金額以上の金額を、万が一の際の損失を補填するための準備金として積み立てている法定準備金を指します。

「特別積立金」は、当金庫が自己資本の充実を図り、より安定した事業活動を継続していくために、以下のとおり各目的で積み立てている積立金の合計額です。

#### (1)特別積立金

将来、損失が発生した場合に備えて、損失のてん補に充てるための積立金です。

#### (2)金利変動等準備積立金

市場金利の変動に耐えられる財務的な基盤を確保するための積立金です。

#### (3)機械化積立金

事務処理などの機械化に伴う将来的な追加投資に耐え得る財務資本を作り上げるための積立金です。

#### (4)経営基盤強化積立金

将来の支出増大などに備えて経営基盤強化に資するための積立金です。

#### (5)店舗建設準備積立金

将来の店舗建設に備えるための積立金です。

#### (6)配当準備積立金

配当に要する利益を計上できない場合に備えて、配当原資を確保するための積立金です。

### 「外部流出予定額」とは

当期の剰余金のうち、出資配当や利用配当のような形で会員のみなさまへ還元することが予定されるものを指しています。

### 「上記以外に該当するものの額」とは

出資金や資本剰余金等以外のもの、たとえば処分未済持分や自己優先出資等の額が含まれます。

### 「一般貸倒引当金」とは

引当金は将来の費用または損失に対して引き当てる(積み立てる)ものです。当金庫においては一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、退職給付引当金、賞与引当金、役員退職慰労引当金、睡眠預金払戻損失引当金、旧本店ビル解体引当金の7種類を引き当てています。

このうち、一般貸倒引当金は、特定の債権の貸倒に対して引き当てるというのではありません。貸出金の償却という特定の目的のための引当という制約はありますか、資産の部の単なる控除項目というよりは資本としての色彩が強いと見ることができる、自己資本の額として「コア資本に係る基礎項目」への算入が認められています。(算入上限は信用リスクアセットの額の合計額の1.25%)

### 「土地の再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額」とは

労働金庫が保有している事業用土地を時価(公示地価等)で評価し、それまでの帳簿価額を上回った場合には、その「差額」を貸借対照表に有形固定資産として計上することが認められています。

2012年度までの旧告示では、この「差額」の45%は自己資本の補完的項目(Tier2)に加算することが認められていましたが、2013年度以降適用された告示では自己資本に算入できない取扱いとなりました。

ただし、この取扱いについては経過措置が設けられており、それを適用した場合、2014年3月31日から2024年3月30日までの10年間、各時点の「差額」の45%を基準とする算入可能額をコア資本へ算入(算入割合は年々減少)することができます。一方で、当該土地の信用リスク・アセットの額は、経過措置適用期間中は再評価額に基づいて計算した額を信用リスク・アセットの額の合計額に算入することになります。

当金庫ではこの経過措置は適用しておりません。

### 「コア資本に係る調整項目」とは

2013年度以降適用された告示では、損失吸収力の乏しい資産や金融システム全体のリスクを高める資産等について、「コア資本に係る調整項目」として定め、コア資本から控除する扱いとなりました。算入される項目は、無形固定資産や前払年金費用、繰延税金資産等があげられます。

### 「のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額」とは

無形固定資産のうち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のその他無形固定資産(ソフトウェアやリース資産、電話加入権等)は、市場換金性が乏しく、いざという時に売却しても損失の吸収にあてることが事実上困難であることから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から全額が控除されます。

### 「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」とは

証券化取引に伴う債権譲渡により売却益が発生した場合、売却収入から取引関連費用および売却原価を控除した額(税効果勘定後)が「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」です。

### 「証券化工クスボージャー」とは

証券化取引に係るエクスボージャーのことです。「証券化」とは、債権や不動産など一定のキャッシュフロー(利息収入等)を生む資産を裏付けとして証券等を発行し、第三者に売却することです。「エクスボージャー」とは、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

### 「前払年金費用の額」とは

退職給付会計では、年金資産の金額が退職給付債務の金額を上回る場合、前払年金費用として資産計上されますが、必ずしも金庫が損失の吸収のために自由にあてることができる財産ではないことから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から控除されます。

### 「自己資本の額」とは

以上のコア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目の額を控除した金額が、自己資本比率計算で使う自己資本の額となります。

## (2)自己資本の充実度に関する事項

単位:百万円

当期末(2020年度末)		前期末(2019年度末)	
リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)	リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)
信用リスク	(A)	154,714	6,188
標準的手法が適用される ポートフォリオごとのエクスボージャー(注3)	154,058	6,162	136,122
ソブリン向け(注4)	975	39	1,462
金融機関向け	23,498	939	21,611
事業法人等向け	593	23	890
中小企業等・個人向け	95,998	3,839	82,372
抵当権付住宅ローン	20,405	816	18,816
不動産取得等事業向け	—	—	—
延滞債権(注5)	171	6	230
その他(注6)	12,415	496	10,738
証券化工クスボージャー (うち再証券化)	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスボージャー(注7)	655	26	699
ルック・スルー方式(注8)	655	26	699
マンデート方式(注9)	—	—	—
蓋然性方式(250%)(注10)	—	—	—
蓋然性方式(400%)(注10)	—	—	—
フォールバック方式(1250%)(注11)	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスボージャーに係る 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—
CVAリスク相当額を8%で除して得た額(注12)	—	—	—
中央清算機関連エクスボージャー(注13)	—	—	—
オペレーションル・リスク(注14) (B)	5,954	238	5,711
リスク・アセット、総所要自己資本額(A)+(B) (C)	160,669	6,426	142,533
			5,701

(注)1. リスク・アセットとは、貸借対照表に記載された資産(債務保証見返を除く)に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことです。なお、当金庫では、適格付機関の格付け等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しています。

貸借対照表に記載されないコミットメントや金利連取引などにも信用リスクをともなうものがあります。上記同様、リスク・ウェイトを使ってリスク・アセットを計算することとなっています。

なお、貸借対照表に計上している労働金庫が行う債務保証の見返勘定はオフバランス取引として取り扱うことになっています。当金庫のオフバランスに係るリスク・アセットの額の大半は、公的な代理業務に付随して発生する債務保証に係るものです。

2. 所要自己資本=リスク・アセット×4%

3. 「エクスボージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)ならびにオフバランス取引及び派生商品取引の信当相手等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

4. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関、地方自治体等のことです。

5. 「延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスボージャーのことです。

6. 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスボージャーのうち「その他」は、取立未済手形、株式、出資等です。

7. 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスボージャー」は、ファンド向けエクイティ出資について、エクスボージャーそのもののリスク・ウェイトが判定できない場合の取扱いです。この場合は、以下の8.~11.の順序により、それぞれの方式のリスク・ウェイトが適用されます。

8. 「ルック・スルー方式」は、エクスボージャーの裏付けとなる資産等に関する情報が一定の要件を満たした場合に適用が認められるものです。この方式では、その裏付けとなる資産等を当金庫自身が保有しているものとみなし、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

裏付けとなる資産等の  
信用リスク・アセットの総額

ルック・スルー方式 =  $\frac{\text{裏付けとなる資産等の}\text{信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する}\text{事業体の総資産の額}}$

9. 「マンデート方式」は、ルック・スルー方式が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスボージャーの裏付けとなる資産等の運用基準に基づいて、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

裏付けとなる資産等の運用基準に基づき、信用リスク・アセットの総額が最大となるように算出したエクスボージャーの  
裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額

マンデート方式 =  $\frac{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する}\text{事業体の総資産の額}}{\text{裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}$

10. 「蓋然性方式」は、「ルック・スルー方式」「マンデート方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスボージャーのリスク・ウェイトが250%または400%であるという蓋然性が高いと推測する等の場合において、250%または400%をリスクウェイトとして用います。

11. 「フォールバック方式」は、「ルック・スルー方式」「マンデート方式」「蓋然性方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では1250%をリスク・ウェイトとして用います。

12. 「CVAリスク」とは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA(デリバティブ取引)について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額が変動するリスクのことになります。

13. 「中央清算機関連エクスボージャー」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関(CCP)に対して発生するエクスボージャーのことで、担保など例外を除き、原則として信用リスク・アセットの計算が必要となりました。

14. オペレーションル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクのことです。当金庫では、基礎的手法により、リスク量を算定しています。

(基礎的手法の算定方法)

粗利益  
(直近3年間のうち粗利益が正の値) × 15%  
オペレーションル・リスク =  $\frac{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値}}{\text{正の値であった年数}} \times 12.5$

# 財務データ



## ●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

### ●現在の自己資本の充実状況について

2020年度末の当金庫の自己資本比率は9.58%であり、国内基準の最低所要自己資本比率4%を大きく上回っています。

また、自己資本のほぼ全額が出資金および利益剰余金で構成されていることから、質・量ともに充実していると評価しております。

当金庫は、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力(自己資本)と対照することによって管理する「統合的リスク管理」によつ

て自己資本の充実度を評価しております。

具体的には、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスクなどのリスクに対してリスク資本を配賦し、定期的に計測する各リスクのリスク量が配賦したリスク資本の範囲に収まっていることの確認を行っております。

### ●将来の自己資本の充実策

当金庫では、事業計画に基づく諸施策を着実に実行することで安定的に利益を確保し、内部留保を積み上げることにより、自己資本の充実を図ります。

## (3) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートジャヤー及び証券化エクスポートジャヤーを除く)

### ①信用リスクに関するエクスポートジャヤーの期末残高および主な種類別の内訳

#### 地域別

エクスポートジャヤー区分	合計		貸出金等取引 (注1)		債券		店頭デリバティブ取引		複数の資産を裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)		延滞 エクスポートジャヤー (注3)	
	2020年 度末	2019年 度末	2020年 度末	2019年 度末	2020年 度末	2019年 度末	2020年 度末	2019年 度末	2020年 度末	2019年 度末	2020年 度末	2019年 度末		
国内	348,054	318,928	208,045	187,876	14,504	14,628	—	—	145	145	125,358	116,276	121	169
国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	348,054	318,928	208,045	187,876	14,504	14,628	—	—	145	145	125,358	116,276	121	169

#### 業種別

エクスポートジャヤー区分	合計		貸出金等取引 (注1)		債券		店頭デリバティブ取引		複数の資産を裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)		延滞 エクスポートジャヤー (注3)	
	2020年 度末	2019年 度末	2020年 度末	2019年 度末	2020年 度末	2019年 度末	2020年 度末	2019年 度末	2020年 度末	2019年 度末	2020年 度末	2019年 度末		
製造業	632	971	—	—	400	700	—	—	—	—	232	271	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	12	12	—	—	—	—	—	—	—	—	12	12	—	—
建設業	109	109	—	—	100	100	—	—	—	—	9	9	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	20	20	—	—	—	—	—	—	—	—	20	20	—	—
情報通信業	11	21	—	—	—	—	—	—	—	—	11	21	—	—
運輸業、郵便業	25	25	—	—	—	—	—	—	—	—	25	25	—	—
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	423	423	—	—	400	400	—	—	—	—	23	23	—	—
金融業、保険業	122,145	112,110	—	—	3,199	2,599	—	—	—	—	118,945	109,510	—	—
不動産業、物品販賣業	100	100	—	—	100	100	—	—	—	—	0	0	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体	20,039	20,743	9,707	9,977	10,304	10,729	—	—	—	—	26	35	—	—
個人	193,585	170,613	193,435	170,467	—	—	—	—	—	—	149	145	121	169
その他	10,949	13,776	4,902	7,430	—	—	—	—	145	145	5,901	6,200	—	—
合計	348,054	318,928	208,045	187,876	14,504	14,628	—	—	145	145	125,358	116,276	121	169

## 残存期間別

エクスポートジャヤー区分	合計		貸出金等取引 (注1)		債券		店頭デリバティブ取引		複数の資産を裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)		複数の資産を裏付とする資産 (ファンド等)	その他の資産等 (注2)
	期間区分	2020年 度末	2019年 度末	2020年 度末	2019年 度末	2020年 度末	2019年 度末	2020年 度末	2019年 度末	2020年 度末	2019年 度末	2020年 度末	2019年 度末	
期間の定めのないもの	40,269	33,606	16,938	17,129	1,500	1,100	—	—	—	—	145	145	21,684	15,231
1年以下	50,706	40,094	2,067	1,539	500	1,119	—	—	—	—	—	—	48,138	37,434
1年超3年以下	37,975	37,950	1,722	1,567	5,739	5,019	—	—	—	—	—	—	30,512	31,362
3年超5年以下	23,982	31,655	4,359	6,887	100	1,219	—	—	—	—	—	—	19,523	23,548
5年超10年以下	7,580	11,156	3,480	3,756	599	699	—	—	—	—	—	—	3,500	6,700
10年超	187,541	164,464	179,476	156,995	6,064	5,469	—	—	—	—	—	—	2,000	2,000
合計	348,054	318,928	208,045	187,876	14,504	14,628	—	—	145	145	125,358	116,276		

(注) 1. エクスポートジャヤー区分の「貸出金等取引」は、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引を含みます。

2. エクスポートジャヤー区分の「その他の資産等」とは、現金、預け金、出資金、有形固定資産等です。

3. エクスポートジャヤー区分の「延滞エクスポートジャヤー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポートジャヤーのことです。

4. CVAリスク相当額および中央清算機関連エクスポートジャヤーは含まれておりません。

## ②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
目的使用	その他				

<tbl\_r cells

# 財務データ

## ③個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

業種別

業種区分	個別貸倒引当金												貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		目的使用		その他		期末残高			
	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度		
製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
建設業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
卸売業・小売業・宿泊業・飲食サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
不動産業、物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
個人	5	7	3	5	—	—	5	7	3	5	—	—	—	
その他	19	19	—	19	—	—	19	19	—	19	—	—	—	
合計	25	27	3	25	—	—	25	27	3	25	—	—	—	

(注)当金庫では国外への融資を行っていないため、個別貸倒引当金および貸出金償却とも、すべて国内の残高です。

## ④リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

単位:百万円

リスク・ウェイト区分	エクspoージャーの額					
	2020年度末			2019年度末		
	格付有り	格付無し	合計	格付有り	格付無し	合計
0%	—	23,648	23,648	—	24,835	24,835
10%	—	500	500	—	501	501
20%	100	121,611	121,712	100	114,614	114,714
35%	—	58,302	58,302	—	53,762	53,762
50%	902	—	902	1,102	—	1,102
75%	—	134,877	134,877	—	116,336	116,336
100%	100	4,820	4,920	300	4,807	5,107
150%	—	85	85	—	116	116
200%	—	—	—	—	—	—
250%	—	3,104	3,104	—	2,450	2,450
1250%	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計	1,102	346,952	348,054	1,503	317,424	318,928

- (注)
1. 格付は、適格格付機関が信用供与に付与したものを使用しています。なお、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関向けエクスポージャー等は格付け無しに分類しています。
  2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法勘案後のリスク・ウェイトに区分しています。
  3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関連エクスポージャーは含まれておりません。

## ●信用リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、信用リスク管理のため「融資事務基本規程」を定め、全役職員に周知しています。また、融資商品・制度に係る要領等に関する研修を定期的に実施することにより、信用リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しています。

個別案件審査は営業推進部門から独立した審査部門が行うことにより、適切な審査を行うための牽制機能を確保しています。

信用リスクの評価については、資産査定の専門部署が貸出金等の自己査定を定期的に実施することにより、信用リスクの把握に努めています。

信用リスクの管理状況および今後の対応については、定期的にALM委員会で協議しています。また、常務会および理事会に対する報告事項を設定し、定期的に報告しています。

貸倒引当金は、「資産査定規程」等に基づき以下のとおり計上しています。

### ●正常先債権および要注意先債権

一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失額を引き当てています。

### ●破綻懸念先債権

債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てています。

### ●破綻先債権および実質破綻先債権

債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

## ●リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。なお、エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- 株式会社格付投資情報センター(R&I)
- 株式会社日本格付研究所(JCR)
- ムーディーズ・インベスター・サービス・インク(Moody's)
- S&Pグローバル・レーティング(S&P)

## (4)信用リスク削減手法に関する事項

### ●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末
信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー		557	715	—	—	—	—
ソブリン向け		—	—	—	—	—	—
金融機関向け		—	—	—	—	—	—
事業法人等向け		280	373	—	—	—	—
中小企業等・個人向け		277	341	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン		—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け		—	—	—	—	—	—
延滞		—	—	—	—	—	—

## ●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

### ●貸出金と自金庫預金の相殺

当金庫では、「貸出金と自金庫預金の相殺」を信用リスク削減手法として用いています。告示で定められた条件を確実に満たしている

自金庫預金を「適格金融資産担保」としています。なお、信用リスク削減手法の適用にあたり、簡便手法を用いています。

### ●保証

当金庫では、告示で定められた条件を確実に満たしている政府関係機関等に対する国等の「保証」を信用リスク削減手法として用いています。

# 財務データ

## (5) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

### ●与信相当額等

	2020年度末			2019年度末		
	派生商品取引	長期決済期間取引	合計	派生商品取引	長期決済期間取引	合計
グロス再構築コストの額 (A)	—	—	—	—	—	—
グロスのアドオンの額 (B)	—	—	—	—	—	—
グロスの与信相当額(A)+(B) (C)	—	—	—	—	—	—
ネットティングによる与信相当額の削減額 (D)	—	—	—	—	—	—
担保による信用リスク削減手法の効果勘案 前の与信相当額(C)-(D) (E)	—	—	—	—	—	—
外国為替関連取引	—	—	—	—	—	—
金利関連取引	—	—	—	—	—	—
金関連取引	—	—	—	—	—	—
株式関連取引	—	—	—	—	—	—
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	—	—	—	—	—	—
その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ取引	—	—	—	—	—	—
担保の額 (F)	—	—	—	—	—	—
現金・自金庫預金	—	—	—	—	—	—
国債・地方債等	—	—	—	—	—	—
担保による信用リスク削減手法の効果勘案 後の与信相当額(E)-(F) (G)	—	—	—	—	—	—

(注)1. 与信相当額は、カレント・エクスポート方式を用いて算出しています。

2. クレジット・デリバティブ取引の取り扱いはありません。

### ●派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

派生商品取引の与信限度枠は「資金運用規程」で定めています。与信相当額が与信限度枠内に収まるよう管理することにより、リスクを限定しています。引当金の算定については、「資産査定規程」に基づき算定しています。

現状では、直接的な派生商品取引を行なっていないことからリスクは発生していません。

なお、長期決済期間取引の取り扱いはありません。

## (6) 証券化工クスポートに関する事項

### ①オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化工クスポートに関する事項) 該当はありません。

### ②投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化工クスポートに関する事項) 該当はありません。

### ●証券化工クスポートに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、有価証券の運用先の多様化によるリスクの分散を図るため、証券化商品を購入しています。証券化取引の役割としては、「投資家」に該当します。

リスクを限定するために、年度ごとに資金運用委員会で「資金運用方針」を策定し、ALM委員会で協議しています。方針については、常務会の承認を受けています。期中の運用状況についても定期的にALM委員会および理事会に報告しています。

また、裏付となる資産の状況、時価、および適格格付機関の格付等を定期的に取得することにより、リスクの把握に努めています。

### ●証券化工クスポートについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法により証券化工クスポートの信用リスク・アセットの額を算出しています。

### ●証券化取引に関する会計方針

日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」および当金庫の「決算経理要領」等に基づき、適切に処理するよう努めています。

### ●証券化工クスポートの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。なお、エクスポートの種類による適格格付機関の使い分けは行っていません。

●株式会社格付投資情報センター(R&I) ●株式会社日本格付研究所(JCR)

●ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's) ●S&Pグローバル・レーティング(S&P)

## (7) 出資等エクスポートに関する事項

### ①貸借対照表計上額および時価

	2020年度末		2019年度末	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	796	796	647	647
非上場株式等	34	—	71	—
その他	1,800	—	1,800	—
合計	2,630	796	2,518	647

(注)1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいて算定しています。

2. 「上場株式等」の区分には、上場投資信託(ETF)を含んでいます。

3. 「その他」の区分には、労働金庫連合会出資金を計上しています。

4. 「非上場株式等」および「その他」については時価が把握できないため「—」としています。

### ②出資等エクスポートの売却および償却に伴う損益の額

	2020年度末		2019年度末	
	売却益	売却損	償却	—
売却益	5	—	2	—
売却損	—	1	2	—
償却	—	—	17	—

### ③貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

	2020年度末		2019年度末	
	評価損益	—	204	45

### ④貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

	2020年度末		2019年度末	
	評価損益	—	—	—

### ●出資等エクスポートに関するリスク管理の方針および手続きの概要

2020年度末における子会社株式および関連会社株式はありません。

「その他有価証券」については、年度ごとに資金運用委員会で「資金運用方針」を策定し、ALM委員会で協議しています。方針については、常務会の承認を受けています。期中の運用状況についても定期的にALM委員会および理事会に報告しています。

また、時価および適格格付機関の格付等を定期的に取得することにより、リスクの把握に努めています。

会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」等に基づき、適切に処理するよう努めています。

## (8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートに関する事項

	単位:百万円	
	当期末(2020年度末)	前期末(2019年度末)
ルック・スルー方式を適用するエクスポート	4,745	4,148
マンデート方式を適用するエクスポート	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポート	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポート	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポート	—	—

# 財務データ

## (9) 金利リスクに関する事項

### ● 金利リスク量

	2020年度末	2019年度末
VaR	925百万円	1,906百万円

### ● IRRBB（銀行勘定の金利リスク）

項目番号	IRRBB 1: 金利リスク	イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE	△NII		
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	2,952	4,647	0	206
2	下方パラレルシフト	0	0	106	36
3	ステイプル化	3,846	4,126		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	3,846	4,647	106	206
	ホ	ヘ			
8	自己資本の額	15,405		15,012	

(注)

1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「金利リスクの算定手法の概要」の項目に記載しております。
2. 「金利リスクに関する事項」は、平成31年金融庁・厚生労働省告示第1号(2019年2月18日)による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。ここに掲載した「IRRBB(銀行勘定の金利リスク)」表を含め、「金利リスクに関する事項」はこの告示の定めにもとづき記載しております。なお、表中のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、への記号は告示の様式上に定められているものです。
3. 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショック(金利リスク量を算定する時の市場金利の変動)に対する経済的価値の減少額として計測されるものです(経済的価値が減少する場合をプラスで表示)。
4. 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12カ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものです。

### ● 金利リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、労働金庫連合会への預け金、会員及び間接構成員向け貸出、国債を中心とした有価証券運用を主として資金運用を行っており、また、預金による調達を主として資金調達を行っております。これらの運用・調達から発生するリスクには、市場リスク(金利リスク、株価変動リスク、為替リスク)及び信用リスクなどがあります。このうち、金利リスクについては、預金・貸出金、有価証券等の金利感応資産・負債を対象にリスク量を計測しています。

金利リスクを含めた市場リスクはVaR計測による計量化を行い、配賦された資本額を超過することのないようモニタリングを行うとともに、市場リスクの管理状況および今後の対応を定期的にALM委員会で協議しています。さらに、金利リスクについてはVaRのほか、銀行勘定の金利リスク(IRRBB)について経済的価値の変動額である△EVE及び金利収益の変動額である△NIIを定期的に計測しています。

VaRによるリスク計測の頻度は、有価証券は日次ベースで、預金・貸出金を含めた全資産・負債は月次ベースで実施しています。加えて、IRRBBは△EVE及び△NIIを定期的に計測しています。この計測結果はALM委員会へ報告しております。

### ● 金利リスクの算定手法の概要

1. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII並びに当金庫がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

(1) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期  
2021年3月末における流動性預金全体の金利改定の平均満期は1.25年です。

(2) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期  
5年としております。

(3) 流動性預金への満期の割り当て方法及びその前提  
金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

(4) 貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提  
貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提是考慮しておりません。

(5) 複数通貨の集計方法及びその前提  
IRRBBについては保守的に通貨毎に算出した△EVE及び△NIIが正となる通貨のみを対象としています。

(6) スプレッドに関する前提  
スプレッド及びその変動は考慮していません。

(7) 内部モデルの使用等、△EVE及び△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提  
当金庫は、内部モデルを使用しておりません。

(8) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明  
当期末の△EVEは3,846百万円(前期末4,647百万円、前期末比801百万円減少)となっております。また、当期末の△NIIは106百万円(前期末206百万円、前期末比100百万円減少)となっております。

(9) △EVEの計測値について  
当金庫における自己資本比率や保有有価証券の含み損益、期間収益の状況等、他の経営指標とのバランスを総合的に勘案し、健全性に問題のない水準にあるものと判断しています。

2. 当金庫が、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

(1) 金利ショックに関する説明

当金庫ではVaR(バリュー・アット・リスク)をリスク管理の主たる指標としています。金利ショックとして、過去1年間の金利データから算出した想定最大変幅を採用しています。

(2) 金利リスク計測の前提及びその意味

VaRは、保有期間6カ月(一部の資産負債については1カ月)、信頼水準99%、観測期間1年の条件のもとで分散共分散法により算出しています。

(3) 「流動性預金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。」

## (10) オペレーション・リスクに関する事項

### ● オペレーション・リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、オペレーション・リスクを①事務リスク、②システムリスク、③法務リスク、④風評リスク、⑤人的リスク、⑥有形資産リスクに区分・管理し、「リスク管理・運営方針」の中でオペレーション・リスクに関する方針を定めています。

また、具体的な管理体制・手続き等の基本事項を定めた「オペレーション・リスク管理要領」を制定しています。

オペレーション・リスクの管理にあたってはリスク統括部を統括部署とし、各リスクの管理部署がそれぞれのリスクを管理しています。

管理状況および今後の対応については、定期的にオペレーション・リスク管理委員会で協議しています。また、理事会へ定期的に報告しています。

### ● オペレーション・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、基礎的手法によりオペレーション・リスク相当額を算出しています。